

様式第 4 号（第 7 条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：生物多様性つくば戦略（案）】

つくば市生活環境部環境保全課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市では、令和 2 年（2020 年）に策定した第 3 次つくば市環境基本計画において「豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ」ことを基本目標として掲げており、生物多様性地域戦略の策定を重点施策の一つとして位置付けています。

この度、生物多様性やその恵みを正しく理解し、市の生物多様性に関する施策を戦略的かつ計画的に進めていくため、生物多様性基本法第 13 条 1 項に定める生物多様性地域戦略として「生物多様性つくば戦略」を策定します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

生物多様性地域戦略を定めている自治体は、環境基本計画の中で定めているものを含めれば県内にも幾つかありますが、生物多様性地域戦略を単独で定めている市町村は全国的にも少数です。

＜計画例＞

- ・東海村生物多様性地域戦略（茨城県那珂郡東海村）
- ・生物多様性 2050 なごや戦略（愛知県名古屋市）

○ 未来構想における根拠又は位置付け

第 2 期つくば市戦略プランが掲げる基本施策のうち、「Ⅱ-6：身近な自然を楽しむ環境づくり」に位置付けられ、楽しんで自然学習や保全活動に関わることができる環境作りを、生物多様性の観点から実施することが目的です。

○ 関係法令、条例等

生物多様性基本法第 13 条 1 項

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

本戦略の実施により、市民・事業者・市民団体・研究機関等の多様な主体が、生物多様性の重要性や価値を認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換や保全活動への取組などの行動変容を促すことで、人と自然とが共生した豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐことができる。